平成11年11月14日　第1271号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



南西諸島を除く全国の気象官署では、カエデの葉の大部分が赤く色づき、緑色が目立たなくなった最初の日を紅葉日として、昭和28年以降毎年観測しています。新潟地方気象台によると、北陸地方では、11月上旬～中旬頃が紅葉日の平均値となっているそうです。

紅葉は最低気温が10℃を割る頃から始まり、5～6℃を境に急速に進むといわれています。気温が下がると落葉樹の枝と葉の間にコルク状の組織が形成され、葉で作られた糖等が枝に流れず、葉にたまります。この糖が葉中の酵素の働きでクリサンチミンという赤い色素に変化するのが紅葉です。一方、イチョウなど黄色い葉になる木々の場合は、赤い色素を作り出す機能がなく、葉緑素の成分が紫外線で分解され、カロチノイドだけが残るため、その黄色い色素が目立ちます。

紅葉が鮮やかで美しいためには、これらの色素が高い濃度で葉中にある必要があり、昼夜の気温差が大きく、これらの生成期に日照が多いほど濃度が増すといわれています。移動性高気圧に覆われて、昼間温かく、夜冷えるような気象条件が続いた年に美しい紅葉が見られるそうです。

（写真は紅葉の湯沢高原）

水道料金が変わりました

水道料金表

種別	量水器の口径	基本料金	従量料金（1 ㎥につき）			
			0 ㎥～10 ㎥の部分	10 ㎥超～50 ㎥の部分	50 ㎥超～100 ㎥の部分	100 ㎥超の部分
一般用	13 ㎜まで	1，000 円	20 円	120 円	130 円	140 円
	13 ㎜超～20 ㎜	1，100 円				
	20 ㎜超～30 ㎜	1，400 円				
	30 ㎜超～50 ㎜	1，800 円				
	50 ㎜超～75 ㎜	3，000 円				
	75 ㎜超～120 ㎜	5，000 円				
臨時用	1 件あたり	2，500 円	50 円	280 円		

※臨時用とは、工事現場等で臨時に水道を使用する場合をいいます。
※例えば、一般用で量水器の口径が 13 ㎜で 70 ㎥使用した場合は、次のように計算されます。
1，000 円＋（20 円×10 ㎥＋120 円×40 ㎥＋130 円×20 ㎥）＝8，600 円（消費税除く。）

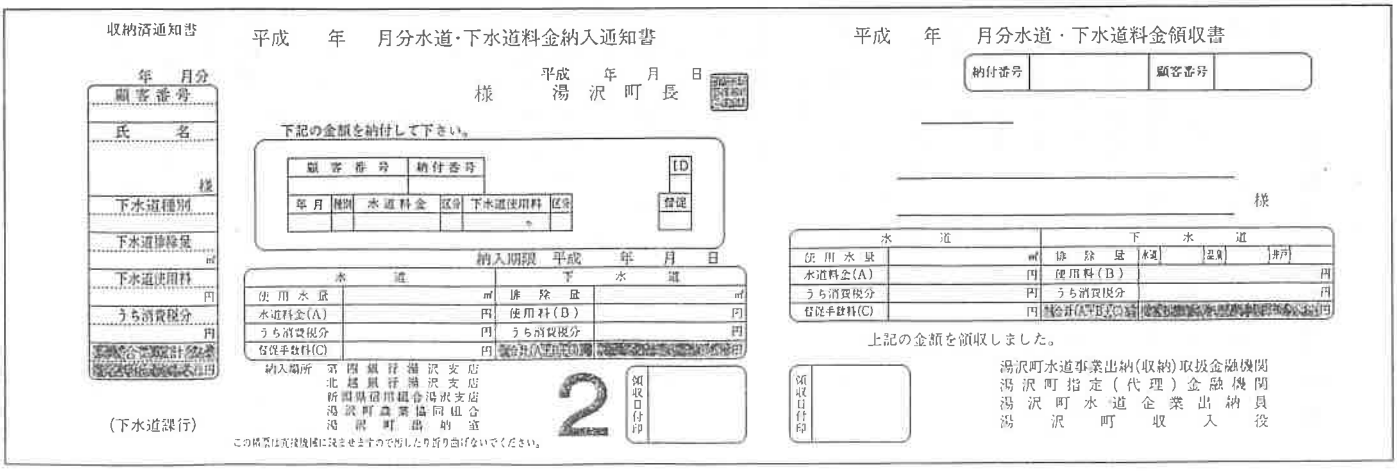
水道料金が改定され、量水器の口径別の基本料金に従量料金を段階別に加算して計算する方式となりました。10月検針分から適用されます。

町では、生活基盤である水道を維持するために、水源の確保、配水池整備、老朽管の取り替え等を行っていますが、今後も水を安定供給していくために財政基盤の強化がどうしても必要であることから今回の料金改定に至ったものです。皆さんのご理解をお願いします。

水道料金を納付書で納めている方は今月の納付書から新料金となりますが、これまで別々だった水道と下水道の納付書が一枚となりました（下参照）ので、ご注意ください。なお、口座振替の方は、今月の引き落とし分から新料金となります。

【問い合わせ】
水道温泉課
TEL 84・4853





知っている？つもりじゃだめです 最低賃金

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、各都道府県内のすべての労働者とその使用者に適用される「地域別最低賃金」と各都道府県内の特定の産業の労働者とその使用者に適用される「産業別最低賃金」があります。

なお、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

新潟県最低賃金

平成11年9月30日から

1日　5,049円

時間給の場合　1時間　632円

※業種、業務、パートタイマー、臨時雇を問わず、原則として県内すべての事業場で適用されます。

＜産業別最低賃金＞

電気機械器具製造業
　1日5,811円　1時間727円（12月8日から）

各種商品小売業
　1日5,540円　1時間693円（12月11日から）

自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
　1日5,785円　1時間724円（11月24日から）

【問い合わせ】
小出労働基準監督署
TEL 02579・2・0241

携帯電話は車を止めてから

～11月1日から走行中の使用が禁止されました～

携帯電話で話しながら運転していたら事故に…。

最近は、このようなケースの交通事故が増えています。こうした状況に対処するため、携帯電話やPHSの走行中の使用が禁止されました。



自動車運転中に携帯電話やPHSなどを使用して発生した事故件数は、平成10年1年間で2,648件。負傷者数は3,814人、死者数は33人でした。携帯電話などの普及に伴い、事故発生件数も増加しています。

これを受けて、道路交通法の一部が改正され、「携帯電話等の走行中の使用等の禁止」に関する規定が、今年11月1日から施行されました。自動車などの運転者は、携帯電話やPHS、自動車電話などを走行中に使用してはならないというのが規定の主な内容です。規定に違反したことによって道路交通の危険を生じさせた場合は、3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金の対象となります。また、基礎点数が2点付され、反則金の額は、普通車で9,000円となります。

自動車運転中の携帯電話の使用はやめて、安全運転を心がけましょう。

	平成9年	平成10年	増加率
発生件数	2,297	2,648	15.3%
死者数	25	33	32.0%
負傷者数	3,328	3,814	14.6%

■携帯電話使用中の人身事故発生状況

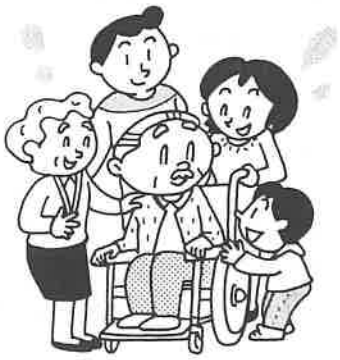
介護保険ってどんな制度？

介護保険講座 その1

老後の安心を社会全体で支える…それが介護保険制度です。

本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。また、働きに出る女性も増えるなど、家族だけで介護することは難しくなっています。（湯沢町でも約５人に１人が65歳以上の高齢者で、介護者の年齢も65歳以上が40％以上を占めています。）

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みをつくろうとするものです。



介護保険のあらまし

●制度の開始

制度のスタートは平成12年４月からです。
要介護認定の申請の受け付けは、今年10月１日から始まっています。

●運営主体

制度の運営主体（保険者）は、市町村・特別区です。
国や県は、財政面や事務面から市町村を支援します。

●加入する人

＜第１号被保険者＞
65歳以上の人

＜第２号被保険者＞
40歳から64歳までの人

▼　介護保険に加入している人で　▼

●サービスが利用できる人

常に介護を必要とする状態（要介護状態）の人や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の人

初老期痴呆など老化が原因とされる病気で、要介護状態や要支援状態となった人

●保険料

所得段階に応じて、市町村ごとに設定（湯沢町では、５段階で1,400円～4,100円くらいの見込みです。）

加入している医療保険の算定方法に基づいて設定

●受けられるサービス

＜在宅サービス＞
家庭を訪問するサービス、日帰りで通うサービス、施設への短期入所サービス（１週間程度）など
＜施設サービス＞
特別養護老人ホーム、老人保健施設などへの長期の入所
※この施設サービスは、要支援状態の人は受けられません。

●利用料の負担

介護保険のサービスを利用したときは、原則としてかかった費用の１割を負担します。また、施設に入ったときには、費用の１割のほかに食費も負担します。

湯沢町の要介護認定の流れ

介護保険制度が始まると、在宅サービスや施設サービスを利用するには、"介護が必要な状態であるかどうか"について、町から認定を受けなければなりません。この手続きを「要介護認定」といいます。（要介護認定の申請受付日程等については、9月26日発行の広報ゆざわをご覧ください。）



利用者（被保険者）

申請

湯沢町

申請は本人や家族が行うほか、入所している施設（ゆのさと園など）に依頼して行うことも出来ます。

認定の効果は申請日にさかのぼりますので、申請をすればその時点からサービスを利用できます。

認定調査

町、社会福祉協議会やゆのさと園などの職員が申請者本人を訪れ、心身の状態について調査を行います。

主治医意見書

医学的所見や介護サービスを提供するうえでの留意事項などに関する意見記載を依頼します。



コンピュータによる判定

心身の状態などの調査の結果をコンピュータに入力し、介護の手間の程度を推計します。

書き取ってきた事項

調査項目に関連して、介護の手間に影響を与える事項があれば書き取ってきます。（特記事項）

介護認定審査会による審査判定

保健・医療・福祉の学識経験者によって、コンピュータによる判定結果を原案とし、主治医意見書及び調査の際に書き取ってきた事項の内容を加味して、寝たきりや痴呆など介護保険の対象になるような常時介護が必要な状態（要介護状態）であるかなどについて総合的な審査判定が行われます。この介護認定審査会は、南魚沼郡の4町共同で広域事務組合が運営します。

認定

申請日から原則として30日以内に、要介護認定の結果が文書で通知されます。

※要介護認定は、原則として6ヵ月ごとに見直されますが、状態が大きく変化した場合は、その間でも変更の認定を申請できます。

認定結果に不服がある場合、県の「介護保険審査会」に申し立てができます。

非該当

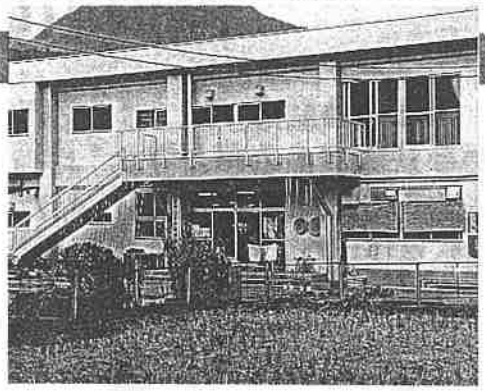
介護保険のサービスは受けられません。

※認定を受けなかった方でも、町独自の事業として実施される介護保険以外の福祉サービスを受けられる場合があります。

問い合わせ
福祉保健課
介護保険係
TEL 84・4560

保　育　所



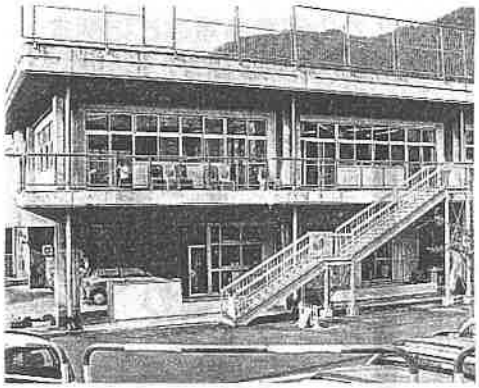


中央保育所

からだスクスク、あそびワクワク、ニコニコ笑顔の子どもを目指して保育しています。広い園庭で思いきり体を動かして遊んでいます。

子育て支援センター
（中央保育所内）

子育て中のお父さん、お母さんを応援します。

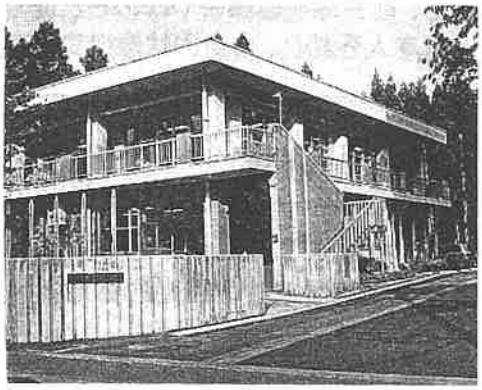


湯沢保育所

湯沢の自然を活かした保育、祖父母との交流と地域の方々とのふれあいを大切にすることを心がけています。

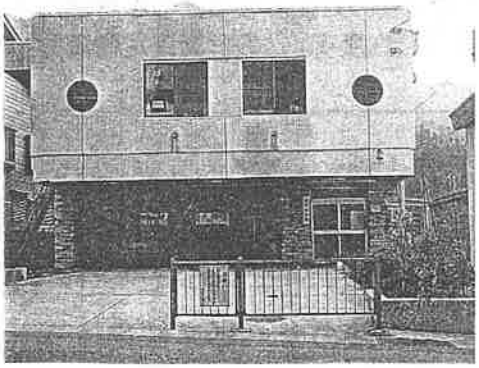
保育所は地域の子育て応援所

子どもも大人も仲間がいなくては「育ち・育てる」ことはできません。保育所は地域の子どもたちの「育ち」とお父さん、お母さんの子育てを応援します。



土樽保育所

草花や小さな生き物、そして土にふれ、土樽の自然の中で元気いっぱいに活動しています。



浅貝保育所

平成６年度から給食を行っています。３歳の誕生日を迎えた翌日から入所できます。自然を相手に元気に楽しく遊びます。





神立保育所

祖父母の方々のお手伝いを得て、サツマイモ、トウモロコシ、枝豆、キュウリ、プチトマトを作っています。秋には、湯沢・中央・浅貝保育所の子どもたちがイモ掘りにやって来ます。

湯沢町の

保育所入所手続きはお済みですか？

平成12年度の保育所入所児童募集は、明日（15日）までです。

現在入所している児童が平成12年度の入所承諾を受けている場合でも、各保育所から配布される継続入所確認書の提出が必要ですので、ご注意ください。

【申込書請求・受付場所】

各保育所及び福祉保健課保育係（TEL 84－3001）

【事情調査等】

3歳未満児及び新入児については、各保育所で面談を行います。なお、申込内容に不明な点がある場合には、電話等で事情をお伺いすることがあります。

【入所決定】

平成12年2月までに通知します。

保育所名		所在地	定員	電話番号
常設	神立保育所	平沢	60	84－3616
	土樽保育所	萩原	120	87－3257
	中央保育所	石白	120	84－2071
	湯沢保育所	楽町	60	84－2502
僻地	浅貝保育所	浅貝	30	84－2110

※3歳未満児については、緊急を要すると認められるもの以外は年度途中での入所はできません。

※延長保育（午前8時～午後6時）は、常設保育所で行います。

※乳児保育（生後10ヶ月～）は、中央保育所、湯沢保育所、土樽保育所で行います。

いろいろな保育事業

延長保育

働くお父さん、お母さんのために、平日朝8時から夕方6時までの延長保育を行っています。

■浅貝保育所を除く全保育所

乳児保育

生後10ヵ月からお預かりします。通所区にこだわらず、ご希望の方はどうぞ。

■土樽保育所
■中央保育所
■湯沢保育所

障害児保育

軽・中度の障害のある子さんも、ともに生活することにより、互いに成長し合っています。

■全保育所

冬期土曜延長保育

冬、自営業などで忙しい方のために土曜日の午後も5時まで保育します。

■土樽保育所
■湯沢保育所

その他の活動

○子育て広場（全保育所）
○世代間交流（神立保育所、湯沢保育所）
○育児相談、育児講座、子育てに関する情報提供（子育て支援センター）

一時保育

冠婚葬祭や家族の病気・事故など、または保護者の就労の都合等で一時的に保育が必要になったときにご希望にお応えしています。

■子育て支援センター
■浅貝保育所

サラリーマンの年末調整
～税務署から～

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収されることになっています。

しかし、毎月源泉徴収された税額の合計額とその年の給与総額に対する年税額とは、必ずしも一致しません。このため、その年の最後の給料やボーナスが支払われるときに所得税の過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。

大部分のサラリーマンは、年末調整によってその年の納税を完了することになりますので、年末調整は確定申告に代わる大切な手続きであるといえます。

年末調整で提出する申告書

次のような場合には、該当する申告書を忘れずに職場の担当者に提出してください。

①今年、結婚や出産、就職などにより、扶養親族に異動があった場合
↓給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

②生命保険料、住宅や家財を保険の目的とした損害保険料などを支払った場合や本人が直接国民年金などの社会保険料等を支払った場合、または控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が一定額以下の場合
↓保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書



③最初の年に確定申告して、住宅取得等特別控除を受けた方で、2年目以降、年末調整でこの控除を受ける場合
↓給与所得者の住宅取得等特別控除申告書

なお、提出する際には「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を添付してください。

確定申告をしなければならない場合

大部分のサラリーマンは、年末調整でその年の納税が完了しますが、その年の給与の収入金額が2,000万円を超える場合、給与所得及び退職所得金額以外の所得が20万円を超える場合、給与を2ヵ所以上からもらっている場合などは、確定申告をしなければなりません。

申告書の書き方などで、おわかりにならない点等がありましたら、税務署へおたずねください。

【問い合わせ】
小千谷税務署
TEL 0258・83・2090

小さな疑問から法律、健康まで
暮らしなんでも相談

住宅や不動産トラブル、遺産相続、サラ金、金融全般、医療・健康、教育、労働、経済、法律、税金、年金や恩給、通信販売、訪問販売、消費一般、料理、冠婚葬祭、園芸、その他暮らし全般について、専門家がお手紙で相談にお答えします。

相談料は無料で、秘密は厳守します。ご利用をお待ちしています。

相談を希望する方は、相談内容と返信用封筒（住所とお名前を記載し、切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記へ郵送してください。

【送付先】
〒951－8113　新潟市寄居町332番地38
労働金庫本店内
㈶新潟県勤労者福祉厚生財団「暮らしなんでも相談室」　TEL 025－228－3411

国の教育ローン
～国民生活金融公庫～

高校や大学、専修学校、各種学校などの入学・在学者の保護者は、「国の教育ローン」を利用できます。低利で手続きも簡単なことから、これまで全国で257万人の方々に利用されてきました。

●融資限度額
200万円

●金利
年2.3%（平成11年9月1日現在）

●融資期間
10年以内（在学期間以内で、元金の据え置きができます。交通遺児家庭及び母子家庭の方については、返済期間を1年延長することが可能です。）

●返済方法
毎月元利均等返済（ボーナス併用払可）

【問い合わせ】
国民生活金融公庫長岡支店　TEL 0258－36－4360









10月23日（土）、湯沢みどりの会の主催により大源太林道沿いの町有地でブナの植樹が行われました。

当日の天候は雨で気温も低く、とても寒かったのですが、がんばって予定より早めに植樹を完了。豚汁のサービスで体を暖めたあと、自分の手で植えたブナの生長を願いつつ帰路につきました。



11月 全国青少年健全育成強調月間 〈総務庁〉

青少年が心身ともに健やかに成長していくために、毎年11月を「全国青少年健全育成強調月間」と定め、国民運動行事を中央・地方において集中的に展開します。

お風呂好きの皆さん、気をつけて

～魚沼消防署から～

お風呂は危ない場所？

日本人は、お風呂好きといわれていますが、入浴中の病死と溺死を合わせた入浴死は、なんと年間1万人にのぼると推計されています。

特徴としては、高齢者に多く、特に11月から3月の寒い時期に増えています。その死亡原因の多くは、急激な血圧変動によってもたらされる心筋梗塞などの循環器の疾患と脳出血などの脳血管障害で占められています。

入浴死を防ぐには

大好きなお風呂で悲しい事故が起きないよう、入浴方法を工夫しましょう。急激な血圧の変動が起きないよう次の点に注意することが肝心です。



①脱衣場と浴室を暖めておく。
②お湯の温度をぬるめにする。（高温のお湯に入ると血圧が急上昇します。）
③浴槽に入る前には、かかり湯かシャワーを浴びる。
④みぞおちまでの半身浴がおすすめ。（首まで入ると心臓に負担がかかります。）
⑤長時間の入浴は避ける。家族は時々声をかけてください。
⑥酒に酔っての入浴は避ける。

●防火標語・ポスター募集結果

標語の部423点、ポスターの部67点の応募作品の中から、次の作品が優秀賞に輝きました。おめでとうございます。

◎標語
最優秀賞
一般の部
『団欒の　あとの一言　火の用心』
塩沢町宮野下　林　虎七さん
小学生の部
『一日の　最後の仕事は　火の点検』
塩沢町上関小学校　関　紗知江さん
優秀賞
塩沢町上関小学校　岡村　美樹さん
塩沢町石打小学校　中澤　明子さん

◎ポスター
最優秀賞
大和町藪神小学校　高橋　大地さん
優秀賞
塩沢町第二上田小学校　高橋　知子さん
塩沢町第二上田小学校　阿部佐知子さん
塩沢町第一上田小学校　関　真奈美さん
湯沢町神立小学校4年　笛田　輝一さん（七谷切）

多数のご応募ありがとうございました。
南魚沼幼少年婦人防火委員会
魚沼消防本部予防課（TEL 82・1211）

相談無料、秘密厳守

人権相談所開設

心配ごとや困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

①不当な差別、名誉・信用・信教の自由の侵害、むごい扱い、いやがらせ、隣近所とのもめごと、いじめなどの問題
②借地借家、登記、供託、戸籍、家庭内のこと（夫婦・親子・相続・遺言等）などの問題
③正当な権利がありながら、お金がないため裁判ができず困っているなどの問題

【日時】 11月19日（金） 午後1時～4時
【会場】 湯沢町公民館
【担当者】 人権擁護委員、法務局職員
【後援】 湯沢町

※法務局六日町支局（TEL 72－3742）及び人権擁護委員は、いつでも無料・秘密厳守で人権問題や法律扶助関係の相談に応じています。

◎最寄りの人権擁護委員
南雲　圭子（石白）　TEL 84－2873
剱持　正幸（古野二）　TEL 87－3045
岸野　巖（布場）　TEL 84－2866

埼玉県立盲学校「雪山合宿」ボランティア募集



平成12年1月12日から14日の3日間、埼玉県立盲学校の生徒が「雪山合宿」をするために湯沢町を訪れます。

岩原スキー場でスキーやソリ遊びを楽しむ予定ですが、介助する人手が足りません。1日だけでもかまいませんので、生徒の貴重な体験をお手伝いしてくださる方を募集しています。ご協力をお願いします。

【日時】
1月12日（水）
午前11時30分～午後4時
1月13日（木）
午前9時～午後4時
1月14日（金）
午前9時～午後1時

【会場】
岩原スキー場

【ボランティアの内容】
①スキーの介助と指導
②ソリの介助

【募集人数】
①1日当たり10名
②1日当たり5名

【その他】
■1日だけの参加でも結構です。
■主催者側で送迎と昼食の用意をします。
■参加者には、後日改めて参加者名簿と実施要綱をお送りします。

【申込】
湯沢町社会福祉協議会
TEL 84・4111
※申込時に希望する日時とボランティアの内容（スキー指導またはスキー・ソリ介助）及び送迎バスの利用の有無（途中での乗降の有無）をお知らせください。

【締切】
11月26日（金）

善意をありがとう



10月29日、東日本旅客鉄道株式会社様と湯沢ライオンズクラブ様から13万5,653円のご寄付をいただきました。

「鉄道の日」を記念し、越後湯沢駅が10月11日に開催した「お客様ご利用感謝祭」のチャリティーバザーにおいて、来場した多くの皆さんから賛同を得た結果とのことです。

寄付金は、社会福祉事業に有効に活用させていただきます。本当にありがとうございました。

10月の建設工事等入札結果　（落札額500万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
特下第8号	汚水管渠新設（その7）	10,342,500	㈱文明屋
建第22号	八木沢川コルゲートパイプ改修	15,120,000	㈱森下組
建第15号	赤湯線舗装補修	6,720,000	日東大都工業㈱新潟営業所
建第12号	中央線舗装補修	6,825,000	日東大都工業㈱新潟営業所
観第16号	布場スキー場管理棟改築	9,870,000	㈱高橋工業
診委第10号	医療保健センター建設地地盤調査委託	8,400,000	川崎地質㈱北陸支店
水温第1号	土樽共同浴場増築（建築）	11,951,100	角谷建築
建第36号	岩原地内道路付帯	6,825,000	㈱中島工務所
湯観委第36号	湯沢町サイン整備（その3）委託	11,970,000	越後観光㈱
福保第10号	土樽保育所外壁及び屋上防水改修	15,750,000	㈲半沢建設

勤労青少年体育センター使用抽選会

平成12年度の使用について抽選会を行います。ご希望の方はご参集ください。

【日時】
11月21日（日）
午後1時30分～

※時間を厳守してください。

【会場】
保養センター和室（ロープウエー事業所内）

【問い合わせ】
ロープウエー事業所総務係
TEL84・3326

共同浴場の営業日と休業期間変更

◆山の湯、街道の湯
11月23日（火）は定休日に当たりますが営業します。24日（水）が振替休日となります。

◆岩の湯
休業期間が「12月10日まで」に変更となりました。

【問い合わせ】
水道温泉課
TEL84・4853

普通救命講習会

いざというとき役にたちます。参加費は無料です。

【日時】
11月26日（金）
午後1時30分～4時30分

【場所】
魚沼消防大和分署

【申込・問い合わせ】
TEL79・4600

加山雄三トークショー「雪国湯沢と私」

歌と音楽を交えた楽しいトークショーです。

【日時】
11月30日（火）
午後7時30分開演

【会場】
湯沢町公民館

【問い合わせ等】
入場は無料ですが、整理券を左記でお求めください。
企画調整課
TEL84・2212
湯沢町公民館
TEL84・2460
湯沢温泉総合案内所
TEL85・5353

小型動力ポンプを競売します

魚沼消防本部では、平成11年度消防整備計画に基づき、不用となった小型動力ポンプを競売します。ご希望の方は左記にご連絡ください。

【連絡先】
魚沼消防湯沢分署警防係
TEL84・3377

【締切】
11月30日（火）

【売却日】
12月上旬の予定

※詳細については、後日直接連絡します。

まちのうごき

10月届出分		11月1日現在		前年比
出生	4	男	4,512	－20
死亡	2	女	4,590	－22
転入	30	計	9,102	－42
転出	37	世帯	3,164	－17

町民の皆様へ

平成11年8月27日以来、南越新聞に連載されている「湯沢町職員の不正 探偵団が徹底追求」と称する記事において、

□町職員が悪事を働いた町民を匿い、逃亡させた。

□町職員が土地所有図をごまかして町有地を自分の名義に書き替えたり、町が町民の土地を侵奪して道路公団に売却した。また、同じ土地を二重、三重売りした。

□町が同じ地番を不正に設け、土樽駅から離れた原野を駅付近の宅地として道路公団に売却した。

などと報じられておりますが、全て事実無根であります。

こうした悪質な誹謗・中傷は、掲載された個人や湯沢町が犯罪者や犯罪集団であるかのごとき印象を与えており、名誉・信用の失墜及び地域社会への悪影響を考えると決して見逃すことはできません。

現在、湯沢町及び個人は、㈲南越新聞社代表取締役の池田今朝松氏を名誉毀損で新潟地方検察庁長岡支部に告訴すべく準備を進めておりますので、町民の皆様におかれましては、誤報に惑わされないようお願いいたします。

平成11年11月4日　湯沢町長　村山　隆征

お誕生おめでとうございます



10月10日　髙橋　弥輝（みつき）さん（駅通、昌志・ふみ江さん）
10月12日　南雲　勇作（ゆうさく）さん（萩原、浩二・春美さん）
10月20日　洪　志陽（しよう）さん（一之町、洪　誠・沈　順玉さん）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。